

2019 年度税制改正における過大支払利子税制の見直しに係る M&A 等への影響

Issue 115, February 2019

In brief

2018 年 12 月 21 日に平成 31 年度税制改正の大綱(以下、「2019 年度税制改正大綱」)が閣議決定されました。

2019 年度税制改正大綱では、日本の過大支払利子税制が BEPS 行動 4(支払利子の損金算入およびその他の金融支払を通じた税源浸食の制限)最終報告書の勧告内容と異なる取扱いとなっていた①対象とする利子、②調整所得の定義、③基準値について、通常のエconomic活動に与える影響(国内銀行からの借入等)に配慮しつつ、税源浸食・利益移転に的確に対応できるよう、勧告を踏まえた見直しを行うこととしています。

2019 年 2 月 5 日に国会に提出された法律案(以下、「2019 年度税制改正(案)」)が成立すれば、2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から対象とする利子の範囲が拡大し、調整所得に基準値を乗じた損金算入限度額の引き下げが生じることから、現行法では過大支払利子税制の影響を受けない法人においても検討が必要になる可能性があります。

In detail

1. 2019 年度税制改正(案)による見直し

① 対象となる純支払利子等の額

現行法では関連者純支払利子等のみが対象となっていますが、2019 年度税制改正(案)では以下の(i)から(ii)を控除した残額(以下、「対象純支払利子等の額」)が対象となります。

- (i) その事業年度における対象支払利子等の額の合計額(注 1)
- (ii) 対象支払利子等の額に対応するものとして計算した受取利子等の額の合計額(注 2)

(注 1) 支払利子等の額から対象外支払利子等の額(※参照)を控除した残額

(注 2) 具体的計算方法は政令で定められる(本ニュースレター発行時は未開示)

例えば、現行法では対象外となっている金融機関からの借入に係る支払利子等の額も対象支払利子等の額に含まれることとなります。

※ 対象外支払利子等の額

対象外支払利子等の額とは、主に次に掲げる支払利子等の区分に応じて定める金額となります。

- イ) 支払利子等を受ける者において本邦の課税所得に含まれる支払利子等の額
- ロ) 一定の公共法人に対する支払利子等の額
- ハ) 借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等の額(イおよびロに掲げる金額を除く)

例えば、グループ内の金融子会社からの借入金に係る支払利子等がある場合、金融子会社が国内子会社であれば対象外となりますが、金融子会社が海外子会社の場合には対象支払利子等の額に含まれることになります。

② 調整所得

現行法では調整所得金額の計算上、受取配当等の益金不算入額および外国子会社配当等の益金不算入額をその事業年度の所得金額に加算することとされていますが、2019年度税制改正(案)では受取配当等の益金不算入額および外国子会社配当等の益金不算入額が所得金額に加算する項目から除外されることとなります。

③ 基準値

現行法では調整所得金額の50%相当額が損金算入限度額ですが、この50%という基準値が2019年度税制改正(案)では20%に引き下げられることとなります。

例えば、持株会社のように自ら事業を行わずに子会社からの配当が主な収入となる法人では調整所得金額が現行法に比して引き下げられ、基準値も下がることから損金算入限度額が減少することとなります。

④ 適用除外

2019年度税制改正(案)では以下のいずれかに該当する場合には、本税制の適用しないこととされています。

- (i) その事業年度における対象純支払利子等の額が2,000万円以下(現行:1,000万円以下)であること
 - (ii) その事業年度におけるイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が20%以下であること(注)
 - イ) 内国法人および当該内国法人との間に発行済株式等の50%超を保有する等の関係のある他の内国法人の対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額の合計額を控除した残額
 - ロ) 内国法人および当該内国法人との間に発行済株式等の50%超を保有する等の関係のある他の内国法人の調整所得金額の合計額から調整損失金額の合計額を控除した残額
- (注)連結納税においては④(ii)を除いて同様の見直しが行われる。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

山岸 哲也

シニアマネージャー

関口 佳弘

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。